○新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に基づく市長が認めた者に関する指定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第４６号。以下「細則」という。）第２条、第３条及び第４条の規定により、別表のとおり指定する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

別表（第１条関係）

機関の名称	既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会登録要綱の規定に基づき登録を受けた機関